

令和2年度から 国民健康保険税の軽減基準額などが変わります

国民健康保険税は、市が国民健康保険事業を運営するために、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に対して賦課する税です。令和2年度から軽減対象になる所得基準額、賦課限度額が変わりますのでお知らせします。なお、令和2年度の国民健康保険税の賦課決定通知書は7月中旬に郵送します。

●令和2年度の改正内容

- ①低所得世帯に対する軽減対象の範囲が拡充されました。
- ②賦課限度額が改正されました。



①軽減対象になる所得基準額の拡充

軽減割合	基準となる所得金額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	33万円以下(改正なし)
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数 以下	33万円+28万5千円×被保険者数 以下
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数 以下	33万円+52万円×被保険者数 以下

※被保険者数/国保から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も継続して同一の世帯に属する人(特定同一世帯所属者)を含む。

②賦課限度額の改正内容

賦課限度額	改正前	改正後	増減
医療保険分	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円	0円
介護保険分 (40歳～64歳)	16万円	16万円	0円

マイナンバーカードを取得しましょう!

今後、マイナンバーカード(個人番号カード)が健康保険証として利用できるようになります。まだ取得していない人は、早めに取得しましょう。なお、マイナンバーカードを取得しても、健康保険証はそのまま使用できます。

健康保険証としての利用は、令和3年3月から順次始まる予定ですが、健康保険証として利用するためには、マイナポータルで事前登録が必要になります。詳しい内容については、下記へお問合せください。

また、国保に加入や脱退などの資格の変更に関する届出は、引き続き必要になります。



政府広報オンライン
(マイナンバーカードが健康保険証に)



マイナポータル

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

受付時間/平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分

8月から「クリーム」色に!

新しい国民健康保険被保険者証を送付します

●新しい保険証の概要

8月1日(土)から、保険証がうぐいす色からクリーム色に変わります。8月以降、病院などでは必ず新しい保険証を窓口に表示してください。保険証は7月下旬に世帯主あてに郵送します。

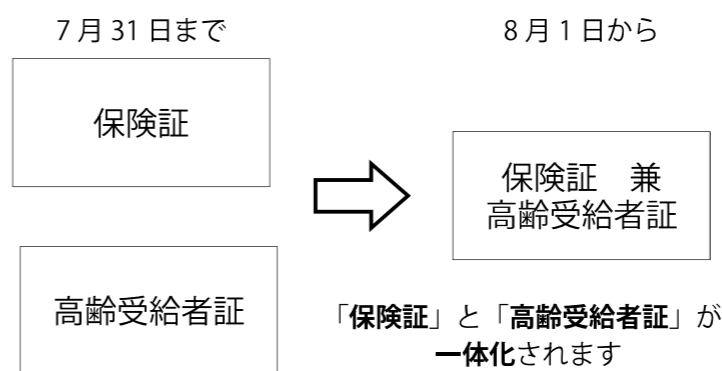
有効期限は、原則、令和3年7月31日ですが、次の条件の人は期限が異なります。

・令和3年7月31日までに後期高齢者医療保険に移行した場合、75歳を迎える誕生日の前日が有効期限となります。

・外国籍の人は、更新日と在留期限終了日を比べて早い日付が有効期限となります。

●70歳～74歳の人へ 保険証と高齢受給者証が 一体化されます

70歳～74歳の人に、別々に送付してました「保険証」と負担割合を示す



「高齢受給者証」が一体化され、「被保険者証兼高齢受給者証」として交付します。8月1日(土)以降、医療機関の窓口で、「被保険者証兼高齢受給者証」1枚を提示してください。「被保険者証兼高齢受給者証」には、医療費の自己負担割合が記載されています。

●医療費の自己負担割合

・「一般」「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の人は2割
・「現役並み所得者」の人は3割※
※同じ世帯に住民税課税標準額(課税所得)が145万円以上の70歳～74歳の国保加入者がいる人

なお、適用は、70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の人はその月)から75歳の誕生日の前日までです。

●新旧保険証の取り扱い

新しい保険証が届きましたら、氏名・生年月日・有効期限などを確認し、台紙からはがしてお使いください。古い保険証は、8月1日(土)以降、個人情報情報が漏れないように破棄してください。

●健康保険が変わったときは 手続きを

退職などによる国保加入時や、職場の健康保険加入などによる国保脱退時

●届出先

国保年金課(伊豆長岡庁舎)

●届出に必要なもの

- ▼国保に加入するとき
健康保険等脱退連絡票(勤務先で取得)
- ▼国保を脱退するとき
健康保険等加入連絡票(勤務先で入手または、新しい健康保険証でも可)、国民健康保険被保険者証
- ▼加入・脱退共通
窓口に来る人のマイナンバーカード、本人確認書類(運転免許証など)

